

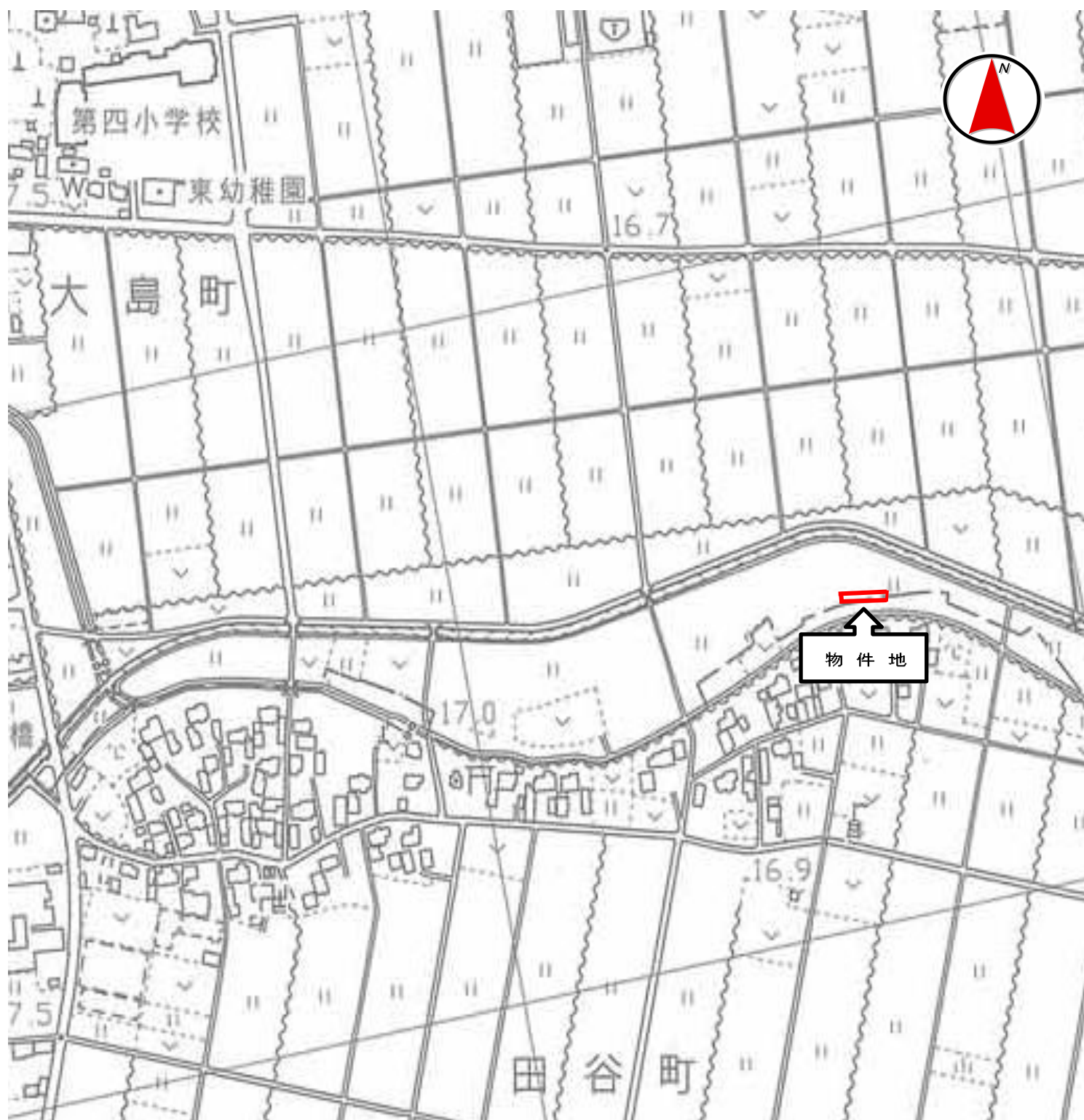
物 件 明 細 書

売 却 区 分 番 号	館 林 市 - 2		見 積 価 額	金100, 000円
			公 売 保 証 金	金10, 000円
財産の表示				
1 所 在 館 林 市 大 島 町 字 上 八 ツ 島 地 番 3101番 地 目 田 地 積 485㎡ (以上登記簿の表示による)				
物 件 の 位 置	館 林 市 立 第 四 小 学 校 より 南 東 方 約 0.9km (道 路 距 離)			
公 法 上 の 規 制	都 市 計 画 区 分	市 街 化 調 整 区 域		
	用 途 地 域	無 指 定		
	建 ぺ い 率	70%		
	容 積 率	200%		
接 道 状 況	接道なし。			
物 件 の 概 況	地 勢	ほ ぼ 平 坦		
	画 地	間 口 約 7.0m、奥 行 約 54.0m		
	形 状	長 方 形		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	な し		
	公 共 下 水 道	な し		
	都 市 ガ ス	な し		
使 用 状 況 等	利用権設定はありませんが、田として耕作されています。			
特 記 事 項	・農業振興地域内農用地(青地)のため、農地転用は原則不許可。 ・入札者は、館林市農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。 また、所有権移転に当たっては、農地法で規定する許可が必要です。 ・館林市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請締切日は以下のとおりです。 【9月】令和7年9月10日(水) 、 【10月】令和7年10月10日(金) (休祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで) ・近隣地域は埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・当地域は邑楽土地改良区内になります。			
注 意 事 項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、 すべて買受人の責任で行ってください。 4 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 6 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することが できません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。) 7 邑楽土地改良区の組合費(経常賦課金)があり、土地改良区決済金の納付義務は買受人に承継 されます。また、滞納賦課金がある場合も、買受人に承継されます。			
そ の 他 事 項	非課税財産			
問 い 合 わ せ 先	館 林 市 役 所 納 税 課 収 納 係 電 話 0276－47－5110			

売却区分番号

館林市-2

所在図

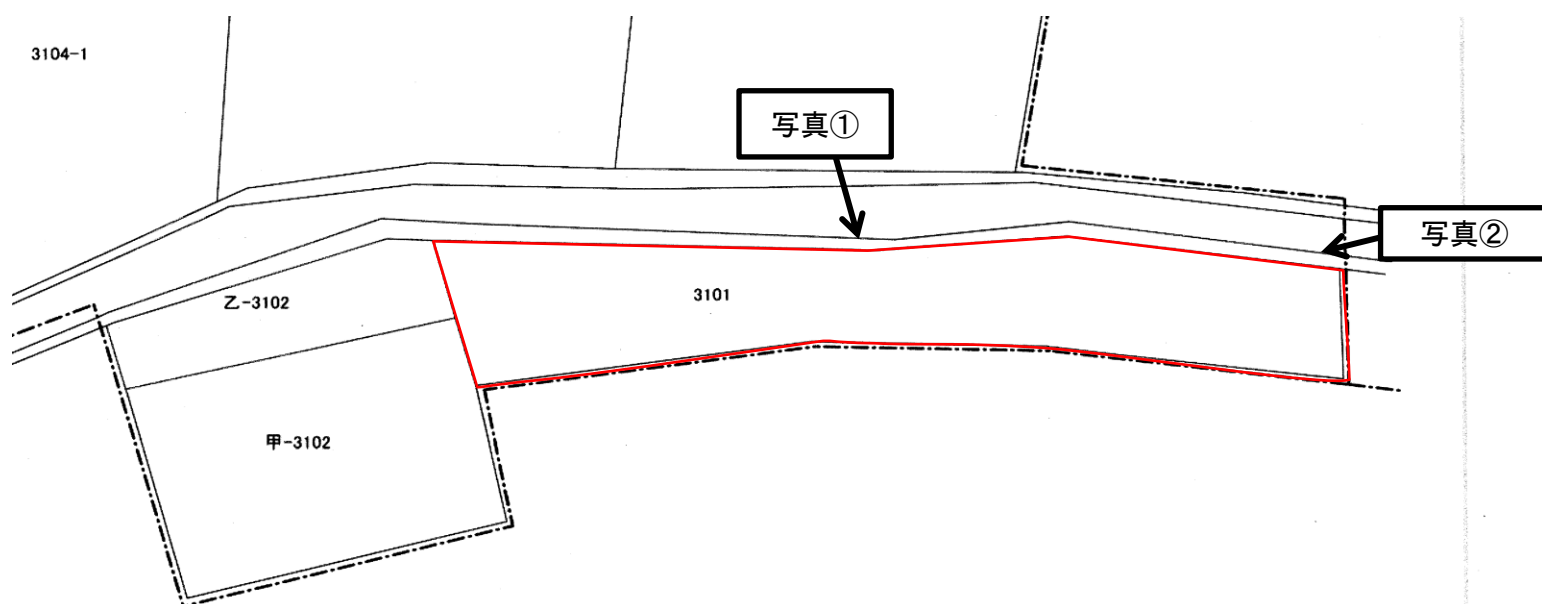


（注）地図上の線は現地の状況をイメージしやすくするための
ものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

売却区分番号

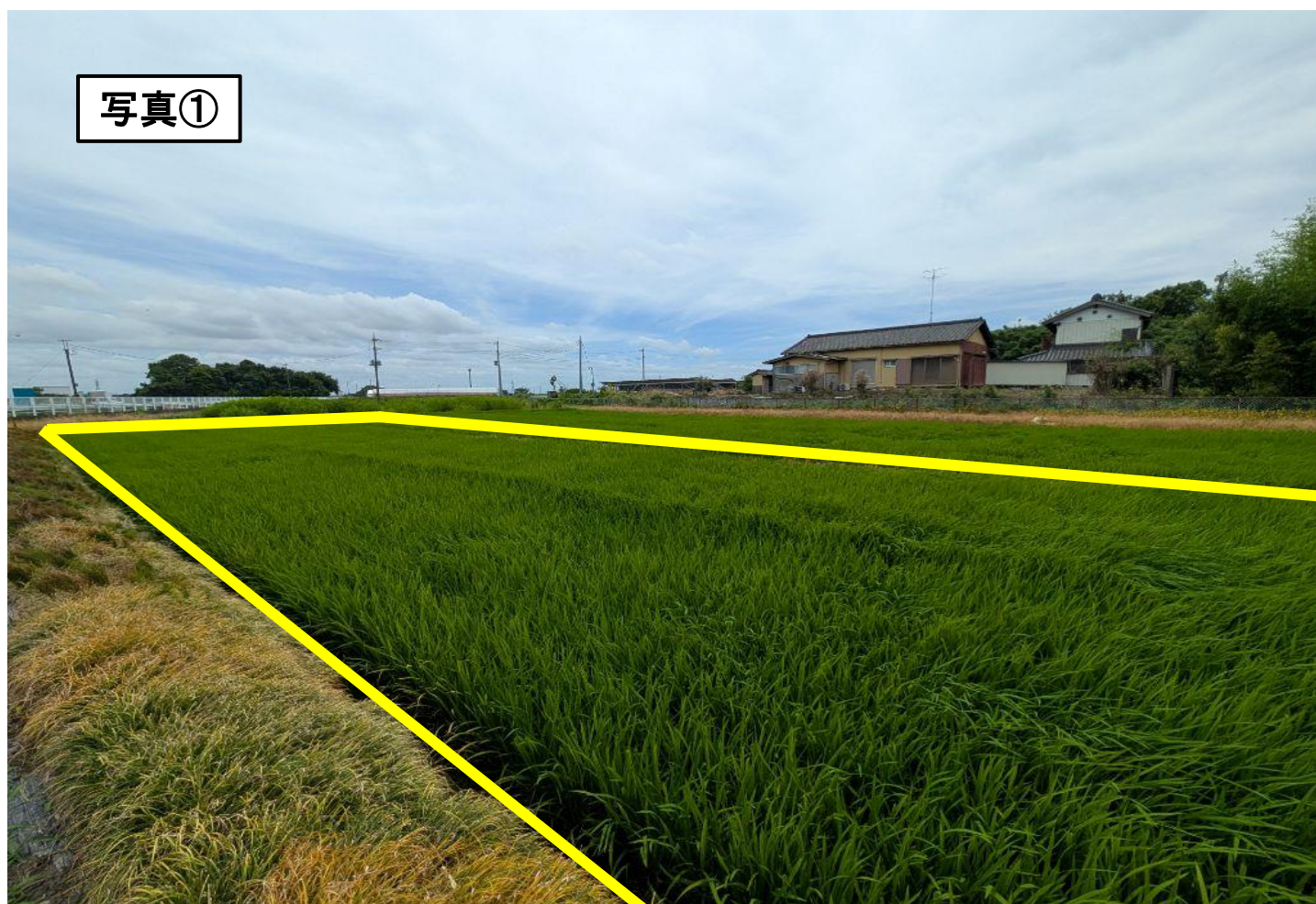
館林市-2

見取図



※見取図は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで、イメージするための参考としてお考えください。

写真①



写真②



※写真上の線は現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際と異なる場合があります。あくまで、イメージするための参考としてお考えください。